

福祉タクシー初乗り運賃を助成

市と契約しているタクシー会社を利用する場合に、初乗り運賃を助成します。

▼対象者 市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・療育手帳A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

▼乗車券などの種類 次のいずれかを年度ごとに1人1冊交付します。

- ・福祉タクシー券
- ・リフト付きタクシー券

▼有効期限 令和5年3月31日(金)

▼申請方法 4月初旬に対象者へ交付申請書を郵送します。必要事項を記入の上、14ページ(表1)の交付日時・会場または市役所3階障害福祉課に持参してください。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳もあわせて持参してください。

なお、代理の方でも申請できます。

問・申込(市障害福祉課)

高齢者福祉 金婚夫婦に祝い状・記念写真を贈呈

結婚50年目を迎える夫婦に祝い状と記念写真を贈ります。

申請後、記念写真撮影券を郵送しますので、券に記載の指定写真店で撮影してください。

▼申請場所 市役所 3階福祉課、吉川支所 健康福祉課

▼対象 市内在住の夫婦で昭和48年中またはそれ以前に結婚し、この制度を利用していない方



問・申込(市福祉課)

障害者福祉 はり・きゅう・マッサージ 等施術所利用券を交付

身体に障がいのある方が、指定施術所で、はり・きゅう・マッサージ・あんま・指圧の施術を受ける場合に、費用の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている方

▼助成内容 1回当たり1,500円を助成する利用券を年間12回分交付(利用できる施術所は利用券に記載)

▼有効期限 令和5年3月31日(金)

▼申請方法 14ページ(表1)の交付日時・会場または市役所3階障害福祉課に身体障害者手帳を持参してください。

なお、交付は年1回で、代理の方でも申請できます。

問・申込(市障害福祉課)



助成金 ふれあいサロン活動に助成金を交付

高齢者、障がいのある方などが地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域住民が自主的に設置・運営するサロン活動に対して経費の一部を助成します。

▼対象(次のすべてを満たす事業・団体)

- ・5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- ・地域の集会所や公民館などで高齢者や障がいのある方などに向けた活動を月1回以上、おおむね2時間以上実施
- ・市から他の委託料および補助金を受けていない など

▼補助額(加算には条件あり)

- ・基礎補助額

上限48,000円/年

- ・利用者数加算 10~20人未満 500円/月 20人以上 1,000円/月
- ・開催回数加算 月3回以上 500円/月

▼受付期限 6月30日(休)

▼申請方法 市役所3階福祉課、吉川支所健康福祉課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申込書類を窓口へ提出してください。

問・申込(市福祉課)



▲ホームページはこちら



助成金 障がい者支援団体の活動に助成金を交付

障がい者および障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者およびその家族への支援を行う団体に対して経費の一部を助成します。

▼対象(次のすべてを満たす事業・団体)

- ・5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- ・地域の集会所や公民館などで障がい者や障がい児に向けた活動を年間12回以上実施
- ・市から他の委託料および補助金を受けていない など

▼補助額 補助対象経費の総額(上限5万円/年)

▼受付期間 5月6日(金)~6月30日(休)

▼申請方法 市役所3階障害福祉課または市ホームページで4月11日(月)から公開される募集要項を確認し、必要書類を提出してください。

問・申込(市障害福祉課)



▲ホームページはこちら



年金 年金手帳が廃止になります

被保険者情報の電子化や個人番号の導入などに伴い、4月から年金手帳の新規発行が廃止されました。今後、新たに年金制度に加入する方や、年金手帳の紛失などにより再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書が発行されます(年金手帳を

持っている方には発行されません。基礎年金番号通知書は年金手帳と同様、大切に保管してください。

問・(市)市民課

- ・ねんきんダイヤル 0570・05・1165

証明書 証明書取得はコンビニ交付がお得です

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で住民票の写しなどを取得できます。発行手数料はいずれの証明書も窓口より150円安くなります。ぜひ利用してください。

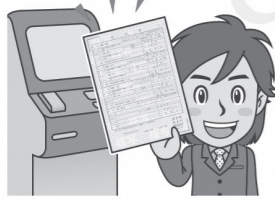
▼利用時間 午前6時30分~午後11時(戸籍証明書は平日午前9時~午後5時) (12月29日~1月3日、メンテナンス日を除く)

問・(市)市民課

- ・(市)税務課

利用できるコンビニ セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート

取得できる証明書など詳細はこちら



訪問 はり・きゅう

あかり療術院

受付時間/9:00~19:00

まずは お気軽にご相談下さい

◎外出が困難な方に出張施術致します。【広告】

健康保険取り扱い

(申請については医師の同意が必要)

手続き方法などが分からない場合はご相談ください。

三木市緑が丘町中1丁目11-25 はり おきゅう

TEL: 080-4018-8609